

都市計画マスタープランにおける土地利用方針及び用途地域等見直しのポイント

京都市都市計画マスタープランでは、土地利用の方針を右図のように定めています。

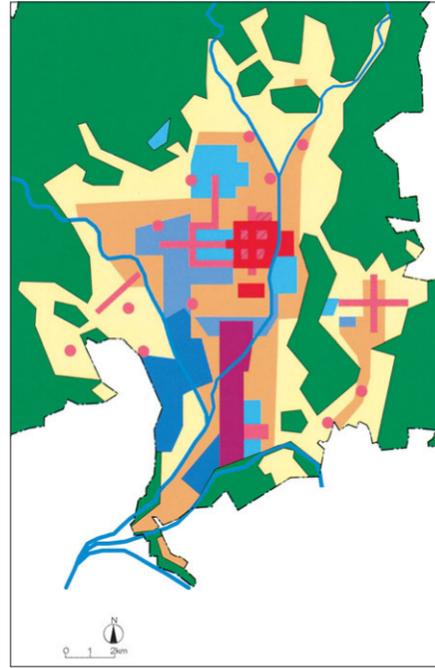
今回の法改正に対応するとともに、以下の視点で抽出した地区について用途地域と高度地区の見直しを行います。

①『商業・業務地区の形成』

京都市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針として『商業・業務地区』に位置付けており、かつ、道路や駅、駅前広場等の都市基盤の整備が行われた「御池通沿道」、及び「四条通沿道」地区について、用途地域等を変更し、土地利用の方針にふさわしい建物の誘導を図ります。

②鉄道駅周辺の地域拠点の形成

鉄道駅周辺で、道路や駅、駅前広場等の基盤の整備が行われた「JR嵯峨嵐山駅南側」地区について、用途地域等を変更し、地域拠点として業務・サービス機能の集約を進めます。



●凡 例

土地利用区分

■	中心商業・業務地区
■	商業・業務地区
■	職住共存地区
■	工業地区
■	住工共生地区
■	伝統産業地区
■	住居地区
■	住居専用地区
■	高度集積地区
■	市街化調整区域

※土地利用区分の地区は、用途地域の名称を表すものではなく、土地利用を類型化した名称です。

用途地域等の見直し素案

～市民の皆様のご意見を募集します～

法改正に伴い用途制限が強化される地域及び今回見直しを行う3箇所の位置は、次のとおりです。

